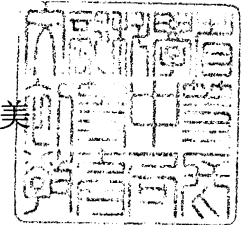


18文科初第522号
平成18年8月11日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事
各指定都市教育委員会
各指定都市市長殿
各国公立大学長
各指定教員養成機関の長
独立行政法人国立特殊教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
錢谷眞美



(印影印刷)

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

このたび、「学校教育法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、平成18年6月21日に法律第49号として公布され、平成19年4月1日から施行されることとなりました。これに伴い、別添のとおり、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（以下「改正省令」という。）が、平成18年8月7日に文部科学省令第31号として公布され、平成19年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、要点及び留意事項は、以下のとおりですので、各位におかれましては、これを踏まえ、適切な事務処理をお願いします。

また、各都道府県・指定都市教育委員会にあっては、貴管下の関係者に対して、今回の改正の趣旨を徹底されるように願います。

なお、今回改正した課程認定等に係る内容以外の教育職員免許法施行規則の改正については、10月末を目処にこれを行い、その内容については別途通知する予定ですのでご承知おき下さい。

記

1 改正の趣旨等

「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状が特別支援学校の教員免許状となることから、当該免許状を取得するために必要な科目の単位の修得方法等の必要な事項を定めたこと。

なお、今回の改正は、平成19年4月の改正法施行時から新法に基づく大学等の認定課程等を開始するために必要となる事前の手続きに係る事項について改正を行うものであること。

2. 改正の要点

- ① 大学における特別支援学校教諭免許状取得及び教育領域の追加に必要な科目の単位の修得方法について、以下のとおり定めたこと。(改正省令第7条関係)

	専修免許状	一種免許状	二種免許状
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2	2
特別支援教育領域に関する科目	16	16	8
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5	5	5
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	3	3

- ② 特別支援学校の教員養成課程の認定を受ける際、特別支援教育に関する科目の3割を超えない範囲で他大学において開講されている科目を含めることを可能としたこと。(改正省令第22条第3項関係)
- ③ 法施行時から特別支援学校の教員養成を開始できるよう、事前に課程認定及び認定講習等の申請を可能とする経過措置を定めたこと。(改正省令附則第2項及び第3項関係)
- ④ その他所要の規定の整備を行ったこと。(改正省令第20条、第27条、第28条第2項、第32条第2項、第36条第1項及び第2項並びに第37条第1項関係)
- ⑤ 施行日を平成19年4月1日とすること。

3 留意事項

- ① 改正省令第7条第1項表備考第3号に規定する「障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項」においては、重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む。）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を扱うものとする。

- ② 各課程認定大学等においては、学力に関する証明書（単位修得証明書等）において、授業科目と各科目において教授された教育領域の内容を明記するなど、免許状の授与の申請がなされる際に、授与権者が円滑に確認できるようにされたいこと。
なお、様式例等については、別途通知する予定である。

本件問い合わせ先：

文部科学省初等中等教育局教職員課免許係

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

TEL. 03-5253-4111（代表）（2453）

FAX. 03-6734-3742

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案要綱

一 教育職員免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与並びに同法第五条の二第二項に規定する特別支援教育領域の定め及び同条第三項に規定する新教育領域の追加の定めを受けようとする場合の単位の修得方法を定めることとする。 (第七条関係)

二 特別支援学校の教員養成課程の認定は、特別支援教育領域の種類ごとに行うものとする。 (第二十条関係)

三 特別支援学校の教員養成課程の認定を受けた大学が開設しなければならない授業科目のうち、特別支援教育に関する科目の三割を超えない単位数については、他大学の授業科目として開設される科目を含めることを可能とすること。 (第二十二条関係)

四 その他特別支援学校教諭の普通免許状に係る単位の修得に関する教員養成機関等に関する規定について、所要の整備を行う。

五 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第八十号) の施行の日 (平成十九年四月一日) から施行すること。 (附則関係)

六 施行日前においても、教員養成課程の認定等及びその申請を可能とすること。(附則関係)

○文部科学省令第三十一号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第五条の二第二項及び第三項並びに別表第一の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年八月七日

文部科学大臣 小坂 憲次

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項を次のように改める。

免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に 関する科目		最 低 修 得 単 位 数			
第一欄		第二欄		第三欄	第四欄

教諭	援学校		免許状の種類	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目
	二種免許状	一種免許状			
二	二	二			
八	十六	十六	る科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	特別支援教育領域に関する科目
			る科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
三	五	五	る科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目
			る科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
三	三	三		生徒についての教育実習	心身に障害のある幼児、児童又は

一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位）

二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）

三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

四 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それ

ぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

第七条第二項中「盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校の教諭」を「特別支援学校教諭」に改め、「又は一種免許状」を削り、「特殊教育に関する科目」を「特別支援教育に関する科目」に、「免許状の種類」を「免許状教育領域の種類」に改め、同条第三項中「特殊教育に関する科目」を「特別支援教育に関する科目」に、「特殊教育特別課程」を「特別支援教育特別課程」に、「前二項」を「前五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表備考第二号イ又はロに定める単位を修得するものとする。

4 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて、これに替えることができる。この場合において、第一項の表の第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数

に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならぬ。

5 第二項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、第二項中「の授与」とあるのは「に新教育領域の追加の定め」と、「免許状教育領域」とあるのは「追加の定めを受けようとする新教育領域」と読み替えるものとする。

第二十条第一項中「、免許教科の種類」を「免許教科の種類を、特別支援学校の教員の免許状にあつては特別支援教育領域の種類」に、「特殊教育特別課程」を「特別支援教育特別課程」に改め、同条第二項中「ただし書の」の下に「規定による」を加え、「特殊教育特別課程」を「特別支援教育特別課程」に、「盲学校、聾学校又は養護学校の教諭」を「特別支援学校教諭」に改める。

第二十二条第三項前段中「前二項の」の下に「規定により」を、「関する科目」の下に「及び特別支援教育に関する科目」を加え、同項後段中「できる教職に関する科目」の下に「及び特別支援教育に関する科目」を加え、「規定する教職に関する科目」を「規定する当該科目」に改め、「単位数の」の下に「それぞれ」を加える。

第二十七条中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十八条第二項中「及び盲学校、聾学校若しくは養護学校」を、「特別支援学校の教員養成機関」に改める。

第三十二条第二項中「盲学校、聾学校又は養護学校の教諭」を「特別支援学校教諭」に、「特殊教育に関する科目」を「特別支援教育に関する科目」に改める。

第三十六条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、同項第一号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、同条第二項中「盲学校、聾学校又は養護学校の教諭」を「特別支援学校教諭」に改める。

第三十七条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、同項第一号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）の施行の日（平成十九年

四月一日) から施行する。

(経過措置)

- 2 学校教育法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の教育職員免許法別表第一及び別表第七に規定する特別支援学校教諭の普通免許状に係る単位の修得に関し、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則(以下「新施行規則」という。)第二十条の規定による課程の認定、新施行規則第二十七条に規定する指定、新施行規則第三十四条の規定による認定、新施行規則第四十三条の二の規定による認定又は新施行規則第四十四条の規定による認定(以下「課程の認定等」という。)を受けようとする者は、この省令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、それぞれ新施行規則第二十一条、新施行規則第三十条、新施行規則第三十九条(新施行規則第四十三条の五において準用する場合を含む。)、又は新施行規則第四十八条の規定の例により、課程の認定等の申請をすることができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定により課程の認定等の申請があつた場合には、施行日前においても、その課程の認定等を行うことができる。

改正案

現行

第一章 単位の修得方法等

第一章 単位の修得方法等

〔特別支援学校教諭の科目の単位の修得方法〕

〔盲学校教諭等の科目の単位の修得方法〕

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第七条 免許法別表第一に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		最低修得単位数			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄		
特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	心身に障害のある幼児、児童又は生徒	心身に障害のある幼児、児童又は生徒
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒	心身に障害のある幼児、児童又は生徒
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒	心身に障害のある幼児、児童又は生徒
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒	心身に障害のある幼児、児童又は生徒

特殊教育に関する科目		最低修得単位数			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄		
教育の基礎理論に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	心身に障害のある幼児、児童又は生徒	心身に障害のある幼児、児童又は生徒
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒	心身に障害のある幼児、児童又は生徒
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒	心身に障害のある幼児、児童又は生徒
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒	心身に障害のある幼児、児童又は生徒

特別支援 学校教諭	免許状の種類		専修免 許状	一種免 許状	二種免 許状	備考
	理及 び病 理に 関す る科 目	理及 び病 理に 関す る科 目				
			二	二	二	<p>備考</p> <p>一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。</p> <p>二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。</p> <p>イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合には、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合に</p>
	理及 び病 理に 関す る科 目	理及 び病 理に 関す る科 目	十六	十六	八	
	理及 び病 理に 関す る科 目	理及 び病 理に 関す る科 目	五	五	三	
			三	三	三	

盲学校教諭 、聾学校教諭 又は養護 学校教諭	免許状の種類		専修免 許状	一種免 許状	二種免 許状	備考
	理及 び病 理に 関す る科 目	理及 び病 理に 関す る科 目				
			四	四	二	<p>備考</p> <p>一 第一欄に掲げる科目は、盲学校、聾学校及び養護学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。</p> <p>二 第二欄及び第三欄に掲げる科目は、授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ盲学校、聾学校又は養護学校の教育を中心とし、第四欄に掲げる科目は、授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ修得するものとする。</p>
			六	六	四	
			六	六	四	
			三	三	三	

あつては四単位) 以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)以上を含む。)

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位)以上(当該心理等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)以上を含む。)

三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

四 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

三 盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の第一欄に掲げる科目の単位は、盲学校、聾学校又は養護学校のいずれかの教諭の普通免許状の授与を受ける場合の第一欄に掲げる科目の単位をもつてあてることができる。

四 第四欄に定める単位は、免許状の種類に応じ、それぞれ盲学校、聾学校又は養護学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

2 免許法別表第一に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状の種類に応じ、大学の加える特殊教育に関する科目についても修得することができる。

3 特別支援教育に関する科目の修得により免許法第五条の第二三項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、第一項の表備考第二号イ又はロに定める単位を修得するものとする。

4 前項の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもつて、これに替えることができる。この場合において、第一項の表の第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

5 第二項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、第二項中「の授与」とあるのは「に新教育領域の追加の定め」と、「免許状教育領域」とあるのは「追加の定めを受けようとする新教育領域」と読み替えるものとする。

6 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、前五項に定める修得方法の例によるものとする。

第二章 課程の認定

〔認定〕

第二十条 文部科学大臣は、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の単位の修得に関し、大学の課程が免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当であることを当該科目に係る免許状の種類（中学校及び高等学校の教員

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

3 免許法別表第一備考第六号に規定する特殊教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特殊教育特別課程」という。）における特殊教育に関する科目の単位の修得方法は、前二項に定める修得方法の例によるものとする。

第二章 課程の認定

〔認定〕

第二十条 文部科学大臣は、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の単位の修得に関し、大学の課程が免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当であることを当該科目に係る免許状の種類（中学校及び高等学校の教員

の免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教員の免許状にあつては特別支援教育領域の種類を含む。この章中以下同じ。)ごとに、認定するものとする。ただし、教職特別課程にあつては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程(当該課程において専修免許状授与の所要資格を得ることが出来る者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のうち教職に関する科目以外の科目の最低単位数は既に修得している者に限る。)について、特別支援教育特別課程にあつては一種免許状授与の所要資格を得させるための課程について認定するものとする。

2 前項ただし書の規定による認定は、教職特別課程にあつては中学校又は高等学校の教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学、特別支援教育特別課程にあつては特別支援学校教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学に限り行うものとする。

〔教育課程の編成〕

第二十二条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により開設する授業科目には、大学設置基準第二十八条第一項又は短期大学設置基準第十四条第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目を含むことができる。この場合において、含むことができる教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目の単位数は、免許法別表第一、別表第二及び別表第二の二に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。

4 (略)

第四章 教員養成機関の指定

の免許状にあつては、免許教科の種類を含む。この章中以下同じ。)ごとに、認定するものとする。ただし、教職特別課程にあつては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程(当該課程において専修免許状授与の所要資格を得ることが出来る者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のうち教職に関する科目以外の科目の最低単位数は既に修得している者に限る。)について、特殊教育特別課程にあつては一種免許状授与の所要資格を得させるための課程について認定するものとする。

2 前項ただし書の認定は、教職特別課程にあつては中学校又は高等学校の教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学、特殊教育特別課程にあつては盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学に限り行うものとする。

〔教育課程の編成〕

第二十二条 (略)

2 (略)

3 前二項の開設する授業科目には、大学設置基準第二十八条第一項又は短期大学設置基準第十四条第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される教職に関する科目を含むことができる。この場合において、含むことができる教職に関する科目の単位数は、免許法別表第一、別表第二及び別表第二の二に規定する教職に関する科目の単位数の三割を超えないものとする。

4 (略)

第四章 教員養成機関の指定

〔教員養成機関〕

第二十七条 免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する小学校、中学校、特別支援学校又は幼稚園の教員養成機関並びに免許法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関に対する文部科学大臣の指定に関しては、この章の定めるところによる。

〔指定の条件等〕

第二十八条 (略)

2 前条の教員養成機関は、大学（当該教員の養成課程を有するものに限るものとし、養護教諭養成機関、特別支援学校の教員養成機関又は栄養教諭の教員養成機関の場合には、当分の間、教育学部又は学校教育学部を有する大学とすることができる。この章中以下同じ。）に附置されるか又は大学の指導と承認のもとに運営されなければならない。

〔指定教員養成機関〕

第三十二条 (略)

2 免許法別表第一の特別支援学校教諭の二種免許状の授与の所要資格に関する指定教員養成機関においては、それぞれ、特別支援教育に関する科目について、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

3・4 (略)

第五章 免許法認定講習

〔講習開設者の資格、運営〕

第三十六条 免許法認定講習を開設することができる者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

〔教員養成機関〕

第二十七条 免許法第五条第一項に規定する養護教諭養成機関、免許法別表第一備考第二号の三及び第三号に規定する小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園の教員養成機関並びに免許法別表第二の二備考第二号に規定する栄養教諭の教員養成機関に対する文部科学大臣の指定に関しては、この章の定めるところによる。

〔指定の条件等〕

第二十八条 (略)

2 前条の教員養成機関は、大学（当該教員の養成課程を有するものに限るものとし、養護教諭養成機関及び盲学校、聾学校若しくは養護学校又は栄養教諭の教員養成機関の場合には、当分の間、教育学部又は学校教育学部を有する大学とすることができる。この章中以下同じ。）に附置されるか又は大学の指導と承認のもとに運営されなければならない。

〔指定教員養成機関〕

第三十二条 (略)

2 免許法別表第一の盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関する指定教員養成機関においては、それぞれ、特殊教育に関する科目について、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

3・4 (略)

第五章 免許法認定講習

〔講習開設者の資格、運営〕

第三十六条 免許法認定講習を開設することができる者は、次の各号の一に掲げるものとする。

一 開設しようとする講習の課程に相当する課程を有する大学
(第四章に規定する特別支援学校の教員養成機関を含む。第
三十九条第三項の場合において同じ。)

二(四) (略)

2 前項第二号及び第四号に掲げるものの開設する免許法認定講
習は、大学(開設しようとする講習の課程に相当する課程を有
するものに限るものとし、養護教諭、特別支援学校教諭及び栄
養教諭の普通免許状の授与を受けようとするために必要とする
単位を修得させることを目的として開設しようとする講習の課
程の場合には、当分の間、教育学部又は学校教育学部を有する
大学とすることができる。)の指導のもとに、運営されなけれ
ばならない。

3 (略)

〔講師の資格〕

第三十七条 免許法認定講習の講師は、次の各号のいずれかに該
当する者でなければならない。

一 大学の教員(第四章に規定する文部科学大臣の指定する養
護教諭養成機関、特別支援学校の教員養成機関又は栄養教諭
の教員養成機関の教員を含む。この章中以下同じ。)

二 その他前号に準ずる者(免許法第五条第一項ただし書各号
のいずれかに該当する者を除く。)

2・3 (略)

一 開設しようとする講習の課程に相当する課程を有する大学
(第四章に規定する盲学校、聾学校及び養護学校の教員養成
機関を含む。第三十九条第三項の場合において同じ。)

二(四) (略)

2 前項第二号及び第四号に掲げるものの開設する免許法認定講
習は、大学(開設しようとする講習の課程に相当する課程を有
するものに限るものとし、養護教諭、盲学校、聾学校又は養護
学校の教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとする
ために必要とする単位を修得させることを目的として開設しよ
うとする講習の課程の場合には、当分の間、教育学部又は学校
教育学部を有する大学とすることができる。)の指導のもとに
、運営されなければならない。

3 (略)

〔講師の資格〕

第三十七条 免許法認定講習の講師は、次の各号の一に該当する
者でなければならない。

一 大学の教員(第四章に規定する文部科学大臣の指定する養
護教諭養成機関、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教員養
成機関又は栄養教諭の教員養成機関の教員を含む。この章中
以下同じ。)

二 その他前号に準ずる者(免許法第五条第一項ただし書各号
の一に該当する者を除く。)

2・3 (略)